



専門家に聞く

税務Q&A

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会

南立 清治

ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>

個人が仮想通貨を売却又は使用した場合の課税関係

Q

個人がビットコインをはじめとする仮想通貨を売却又は使用することにより生じる損益等の課税関係について概要を教えてください。



A

平成29年9月に国税庁HP「タックスアンサー」において、ビットコイン^(注1)の売却又は使用に係る損益は、原則として雑所得に該当するとの扱いが示されました^(注2)。

例えば、給与所得者の場合、その雑所得の金額が20万円超であれば確定申告が必要となります^(注3)。

総合課税の雑所得に区分されるということは、その利益に対しては、超過累進税率が適用されますし、仮想通貨同士の損益や公的年金等といった同じ雑所得内での内部通算のみ可能となり、雑所得の金額の計算上損失が生じても、他の所得(給与所得など)と通算することはできず、その損失を翌年へ繰越すこともできません。また、申告分離課税となるFX(外国為替証拠金取引)や株式等との損益通算もできません。

それと、平成29年7月から改正資金決済法の仮想通貨に該当するものの譲渡等に係る消費税は、非課税となりました。

(1)仮想通貨の売却又は使用により課税関係が生じる場合

①仮想通貨の売却(日本円などに換金)

その売却価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額^(注4)となる。

②買い物等で仮想通貨をその決済に使用

その使用時点での商品価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となる。

③仮想通貨を使用して他の仮想通貨を購入(仮想通貨と仮想通貨の交換)

その使用時点での他の仮想通貨の時価(購入価額)と保有する仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となる。

(2)仮想通貨で課税関係が生じない場合

①仮想通貨を保有しているだけの場合は、取得時点と比べて含み益が出ていても、課税関係は生じません。

②仮想通貨の分裂(分岐)に伴い、新たに誕生した仮想通貨を取得した場合は、分裂(分岐)時点において取引相場が存在しておらず、同時点においては価値を有していなかったと考えられることから、課税関係は生じません。

(3)仮想通貨の取得価額

(1)の計算における取得価額において、同一の仮想通貨を2回以上取得した場合には、移動平均法を用いて取得価額を算定する。ただし、継続して適用する場合は、総平均法を用いることもできる。

ビットコインなどの仮想通貨の現状は、「通貨」の役割をほとんど果たしておらず、値上がり益を期待する単なる投機対象となっているようです。そのため、今後の仮想通貨の動向によっては課税関係等も変わる可能性がありますので、仮想通貨の売却又は使用に係る損益が発生した時は、早めに税理士にご相談ください。

注1 タックスアンサーは「ビットコイン…の課税関係」というタイトルですが、ビットコイン以外に多数ある仮想通貨についても、同様の課税関係になります。国税庁が平成29年12月1日付けで新たに「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」という(FAQ)を公開しましたが、ここでは、「ビットコインをはじめとする仮想通貨を売却又は使用することにより生じる利益…」と明記されています。

注2 事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合は、事業所得等となります。

注3 医療費控除等の適用や、ふるさと納税等で確定申告が必要な場合は、たとえその雑所得が20万円以下でも、すべての所得を申告する必要があります。

注4 雑所得の金額の計算は、収入金額から取得価額を含む必要経費を差し引いた金額